

一般社団法人木津川市スポーツ協会

定 款

# 一般社団法人木津川市スポーツ協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人木津川市スポーツ協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府木津川市に置く。

(目的及び事業)

第3条 この法人は、木津川市内の各種スポーツ関係団体を総括する団体とし、広く地域、市民に対して、生涯スポーツの振興及び競技スポーツの充実に係る事業を行い、社会体育の推進に寄与するとともに、健全なスポーツ活動を通して住民相互の親睦を深め、活力ある明るいまちづくりに貢献することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ関係団体の発展と相互の融和促進を図ることを目的とする事業
- (2) スポーツ・レクリエーション活動に関する各種事業の実施、援助、啓発、指導、強化及び奨励を図ることを目的とする事業
- (3) スポーツ・レクリエーションに関し木津川市・木津川市教育委員会及び公益財団法人京都府スポーツ協会その他の体育・スポーツ機関・団体との連携を深め、その施策協力する事業
- (4) 青少年スポーツの健全育成を目的とする事業
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (6) 生涯スポーツ振興と普及を図る企画立案に関する事業
- (7) 地域スポーツを通じ、市民の健康増進に関する事業
- (8) 市民スポーツの普及啓発及び競技力の向上に関する事業
- (9) スポーツ大会、指導者講習会等のスポーツ振興に関する事業
- (10) 各種スポーツ団体との交流、連携に関する事業
- (11) スポーツ情報の収集、提供に関する事業
- (12) スポーツ施設及び附属施設等の管理、運営に関する事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 この法人は、機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会とする。

## 第2章 会員

### （会員）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般法人法上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （2）賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### （入会）

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 入会は、総会において定める入会規程の基準により、理事会において決定し、これを本人に通知するものとする。

### （会費）

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 既納の会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

### （退会）

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

### （除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1）この定款その他の規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### （会員資格の喪失）

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

- (3) 会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

### 第3章 総会

#### (構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

#### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告と決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散、残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

#### (招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の1週間（総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって、その通知を発しなければならない。

#### (議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証明する書類を提出しなければならない。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名した議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある

者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### （理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

#### （監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### （役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、第20条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行う為の費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第27条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は理事会の推薦により会長が任期を定めて委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見をのべること

4 名誉会長及び顧問は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(専門委員会)

第28条 この法人に、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は理事会の推薦により会長が任期を定めて委嘱する。

3 専門委員会の委員は必要により理事会に出席して意見を述べるすることができる。

4 専門委員会規程は理事会が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。但し、会長の選定を行う理事会の場合は、変更登記申請の必要に応じ、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

## 第6章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書等の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表



(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

## 第7章 基金

(基金の募集)

第39条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第40条 基金の募集、割当て、抛等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会が決定するものとする。

(基金の抛出者の権利)

第41条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第42条 抛出者に対する基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める限度額の範囲内で行わなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 附則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	市川	孝司	京都府木津川市
同	大倉	竹次	京都府木津川市
同	佐々木	健夫	京都府木津川市
同	石丸	知子	京都府木津川市
同	藤本	直矢	京都府木津川市
同	松本	真治	京都府長岡京市
同	富岡	知徳	京都府木津川市
同	保田	高廣	京都府木津川市
同	出原	恭子	京都府木津川市
同	村田	直樹	京都府木津川市

(設立時理事及び設立時監事の氏名)

第48条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	市川	孝司
同	大倉	竹次
同	佐々木	健夫
同	石丸	知子
同	藤本	直矢
同	松本	真治
同	富岡	知徳
同	保田	高廣
同	出原	恭子
同	村田	直樹
設立時監事	小池	長幸

(設立時会長(設立時代表理事)の氏名及び住所)

第49条 この法人の設立時会長(設立時代表理事)は、次のとおりとする。

設立時会長(設立時代表理事)	市川	孝司
	京都府木津川市	

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。

以上、一般社団法人木津川市スポーツ協会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士猪飼千博は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和元年6月24日

一般社団法人木津川市スポーツ協会

設立時社員	市川孝司
同	大倉竹次
同	佐々木健夫
同	石丸知子
同	藤本直矢
同	松本真治
同	富岡知徳
同	保田高廣
同	出原恭子
同	村田直樹

上記設立時社員10名の定款作成代理人 司法書士 猪飼千博

司法書士  
猪飼千博  
電子署名